

令和3年9月（第10回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和3年9月24日（金）18:00～20:10

宇部市港町庁舎 3階大会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に出席した者

上村教育部長、床本次長、橋本次長、藤井施設課長、原学校教育課長、藤田教育支援課長、半田学校給食課長、松本コミュニティスクール推進課長、本多人権教育課長、山本図書館副館長、石津学びの森くすのき・地域文化交流課長、伊藤総務課副課長、平山総務課副主幹、河村総務課係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

教 育 長： ただ今から、令和3年9月24日の第10回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、全員の委員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 続いて、今回の資料と合わせて送付しました、7月20日開催の第8回及び8月17日開催の第9回の議事録について、ご意見等ありましたでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： それでは、第8回及び第9回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題ですが、「議案第23号 一般図書の選定について」と「議案第24号 教育委員会事務の点検及び評価について」の2件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっています。「議案第23号 一般図書の選定について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、会議を公開しないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教 育 長： 異議が無いようですので、「議案第23号」については、非公開とさせていただきます。なお、それ以外の議題は、全て公開とさせていただきます。また、非公開とした「議案第23号」はその他の事項の「寄附の報告について」の審

議が終わった後に協議を行うこととしたいと思います。

教 育 長： それでは議題に入ります前に、9月は9月議会がありました。一般質問等が9月の上旬から中旬にかけてあり、それが終了しましたので、その報告を事務局からお願いします。

事 務 局： それでは総務課から説明します。9月議会では一般質問として7名の議員から質問がありました。まず長谷川委員からは、小中学校諸課題の取組ということで、教職員の負担軽減、登下校時の安全確保、校舎等の耐震化、学校トイレの様式化についての質問がありました。次に時田議員からは、共生社会実現のための在留外国人の対応についてという形で、外国人に対する仮入学の説明がどのようになっているかという点について質問がありました。次に青谷議員からは、教育振興に関して、小中学校の適正配置とオンライン授業についての2点の質問がありました。次に、猶議員からは新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の対応についての質問がありました。次に、志賀議員からは新型コロナウイルスから市民の命と生活と医療を守るためにということで、安全な教育保育環境の確保という観点から、安全な教育・保育環境の確保に関して、特に学校教育関係で自主休校の状況とその対応、また学校の教職員のワクチン接種状況についての質問がありました。次に、唐津議員からは登下校時の通学路の安全対策についての質問がありました。最後に城美議員からは、学校を核とした地域づくりについてという形で、コミュニティスクールの取組と、実際の地域での課題についての質問がありました。以上、9月議会についての報告を終わります。

教 育 長： 9月議会も様々な視点から、議員からの質問がありました。それでは続きまして、議案第24号「教育委員会事務の点検及び評価について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは総務課から説明します。令和3年度教育委員会の事務の点検及び評価についてですが、令和2年度に実施した宇部市教育振興基本計画における教育委員会の所管事業について点検・評価調書を作成しました。今後は、学識経験者の意見聴取を行い、その後、報告書を作成し、再度、教育委員会会議に上程し、12月の市議会へ報告する予定です。令和2年度につきましては、コロナ禍により学校における様々な活動が制限を受ける中で当初の目標を達成できない事業が多くありました。新型コロナウイルス感染症の影響により目標が未達となった事業につきましては、評価をCとしていますのでご注意ください。また、本日の進行につきましては、各事業に関する事務局からの説明は省略させていただき、委員からの御意見御質問に、主管課長がお答えするという形をお願いします。質疑については、1から4の基本目標を区切りとして順次行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

教 育 長： 今日は、委員の皆さんから忌憚ないご意見をいただくとともに疑問点も含めて、しっかりと指摘をいただければと思います。それでは、ナンバー1から28までの、基本目標1「学び合いを通して、生きる力を育みます」について、ご指摘、ご意見がありましたらお願いします。

委 員： 1番の『学びの創造推進事業』についてですが、コロナ禍でもスーパーバイ

ザーを講師として招いているのかどうかについてと、当初目標に記載がある『中学校区授業の日』を開催したかどうかを教えてください。もし、それらが行われていないのであればなぜA評価になっているのでしょうか。去年はスーパーバイザーを講師として招いていたのにB評価だったように思いますが、この評価の違いはなぜでしょうか。また、コロナ禍が収束すれば、今後スーパーバイザーを招く予定はあるのかも教えてください。

事務局：昨年度について、スーパーバイザーの先生については、コロナ禍ということで招くことができなかった学校が多くありました。それにもかかわらず、A評価になっていることについては、再度、確認します。今年度についても、スーパーバイザーの先生を、居住地により招聘できない場合があります。特に関東や関西方面に居住されている方については招聘できていない状況にあります。このような状況下でも、リモートでもOKな方についてはリモートで行っていただいておりますが、基本的にリモートではこの学びの創造推進事業にはそぐわないところがあります。つまり、リモートでは子どもの学びの姿がよくわからないので、リモートでの参加を拒否される方が多くいることから、実際には県外から、スーパーバイザーを招くことはなかなかできない状況です。今後につきましては、新型コロナの感染状況が収束に向かえば、スーパーバイザーの方を招いていきたいと考えています。

委員：『中学校区授業の日』は行われたのですか。

事務局：『中学校区授業の日』については、すべて把握できているわけではないですが、ほぼ行えていないと聞いています。

事務局：評価基準について補足説明いたします。これについては今から出てくる事業で、前年度との評価の違いに違和感を覚えられることが出てくると思いますが、今年度から、評価の方法を多少変更しています。なぜかといいますと、以前から評価結果について、教育振興基本計画の成果指標に対しての達成度で判定するのか、当初目標の取組に対して判定するのか、各課の主観により決定されている部分がありましたので、どちらが評価基準となっているのかという点についての疑問が、委員の方からもあったと思います。そこで事務局としては、令和2年度の当初目標というのは、当初目標の取組によって、教育振興基本計画の令和2年の目標達成の状況に持っていくという、これを成果の指標と考え、結果的には、客観的に判断するために成果指標の数値に対して、達成状況がどうかという形に変えたということです。この学びの創造推進事業については、もともと令和2年の段階で、すでに令和3年度の最終目標を達成しているということで、この点で違和感があるかもしれませんが、累計では、もうすでに24校と12校の目標を達成しているということで、このたびは、A評価にしたということです。すべての事業について、今回からそういう形で評価をしていますので、そのことに留意して各事業の評価を見てもらえたらと思います。

委員：それであれば、調書の一番下に記載している「当初目標に対する点検結果を評価したものです」という文章も変わるのですか。

委員：当初目標に対するという箇所が成果指標に対するという形に変わるということですか。

事務局：そういう形に変わります。NO1の事業のように成果指標が累計になりますと、一度目標を達成してしまえば、極端に言えばその後は何もしなくてもA評価になりますので、違和感を覚えるかもしれませんが、基本的にはそういう形で今回からすべての事業について評価を行っています。

教育長：全体を見通して評価基準を統一しないといけないということがありますでしょうが、成果指標が累計となっている事業についての評価基準については結論がこの場ではなかなか出せないと思いますので、事務局で再検討してもらい、有識者の方に示す際はその点がきちんと説明できるような形でお願いします。今の視点で言うと、その他の事業についても評価が変わる可能性があるのですが、評価については、今回疑問があっても今の段階ではお答えできない部分があるということを理解いただければと思います。

教育長：そのほかに何かありますか。

委員：7番の事業の道徳授業の充実についてですが、成果指標の令和3年度の目標値が昨年度から変わっているのですが、令和3年度の目標値というのは最終年度の目標値だと思いますので、この数値が変わるのはおかしいのではないかと思います。この事業だけでなくその他の事業にも同様に令和3年度の目標値が昨年度から変わっているものがありました。ただ、52番の事業のようにコロナウイルス感染症のため、目標値を下方修正したと明記されている事業もありましたので、目標値を修正等がある場合は説明が必要なのではないかと思います。

事務局：基本的には教育振興基本計画における成果指標の令和3年度の目標値が入ることとなります。下方修正したことがきちんと明記されている52番の事業は別としてその他の事業については誤植や記載ミス可能性がありますのでそこは精査をさせてください。

教育長：今の指摘があった部分も含めて、全体見直して、矛盾があるようなところや疑念があるようなところは、きちんと、令和3年度の教育振興基本計画の成果指標に合わせるということでもいいでしょうか。そこについて、事務局の方で今一度確認をお願いします。

委員：事業によっては基準値や目標値や成果の数字が記載してない事業がありますがそれはなぜですか。

事務局：例えば、41番の事業のように統合するかしないかが目標となっていて、目標を数値化できない事業もあります。単に、目標となったことをやったかやってないかということについては目標を数値化することができませんので、そのような形になっています。

教育長：今の説明でいいでしょうか。基準や目標を数値化して示すことができない項目もあるということですので、そこについては基準値や目標値も示せないということですか。

教育長：他はいかがでしょうか。

委員：16番の事業で取組結果では「教科担任制の教科数は平均で4.4教科であった」と記載してありますが、成果指標の欄では、令和2年度の成果は3.5教科となっていて記載の整合性が取れていません。他にも、取組結果と成果指

標項目の記載に整合性が取れていないものがありました。

事務局：記載内容を改めて精査します。

教育長：委員から様々な指摘がありましたので、担当課の方であらためて精査を行ってください。

委員：11番の健康教育の推進の事業についてですが、フッ化物洗口は実施していないとなっていますが、小規模校では行っていたように聞いていますがどうでしょうか。

事務局：決算の支出が0となっていますので、歯科医師会の方で行っていただいているが、市の事業としてはお金を支出してないということで実施していないということになっているのだと思います。

委員：48番のコミュニティスクールの推進について、取組結果のところ、当初の目標に対して198の取り組みが実施され、前年度より増加したが新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休校により、目標値を下回ったと記載してありますが、この事業については目標値が二つあるということですか。

事務局：そうです。もともとは、目標値は実施校数だけだったのですが、平成25年度か平成26年度で早々に達成したので、新たに実施事業数という目標値を付け加えたものです。

教育長：他はいかがでしょうか。

委員：質問というより今後のことについてですが、49番の学校教育活動支援ボランティア事業について、ボランティアの活動回数が指標になっていますが、これについては回数よりも内容の方が大事だと思いますので、今後、新たな教育振興基本計画を作成する際には目標の設定の仕方を考えたらいいのではないかと思います。

事務局：当初の活動が、正直なところ見守り活動であったりして、そのような活動が地域でどんどん増えてきていた実情があり、想定外に増えていることとなっています。今後については、内容を指標に加えることも検討していかないとけないと思います。

教育長：今の意見は次の基本計画の当初目標を設定する際に検討するという事によるのでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長：その他にご意見やご質問はありませんか。

委員：14番の事業について、先ほどの委員の意見とも重なるのですが、成果指標が実施校数になっていますが、実質的な内容がどう達成できたのかということを考えていくと、例えば、この幼保小連携教育事業のように、いわゆる、対面での実施を想定している事業では、コロナ禍の状況の中では、やむを得ず実施できないこともあるかと思います。そのような場合に、今はせっかく子どもたちが1人1台端末を持っているようになっていて、幼稚園や保育園でも様々な会議がリモートで行われている状況考えますと、14番の事業だけでないのですが、様々な事業において対面以外の方法での実施についても、想定していく必要があるのではないかと思います。

事務局：現在は、小中学校の連携や地地域連携、その他の様々なことについて、リモ

ートにより取り組んでいる学校が多くありますので、この幼保小連携事業につきましても、リモートによる取組について検討していきたいと思ひます。

教 育 長： 今回の、点検評価は、コロナの影響により記載方法や各事業に対する取組方法も変えなければいけないところが多くあり、例年とは違ふ表記の仕方がたくさん出てきていますので、そのあたりを事務局の方で、ある程度統一する方向で再度見直しを行って下さい。

教 育 長： 他にございますか。

委 員： 31番の伝統文化推進事業に関してです。彫刻教育については、小学校4年生をときわ公園に引率して、彫刻の鑑賞をすることで目標を達成されているということになっているようですが、今後はさらにその上を目指し、プラスアルファでより深く彫刻に対する学びを進めていってもらいたいと思ひます。この点については以前から言っていますが、この伝統文化推進事業の中に彫刻教育が含まれていることに、ずっと違和感があります。確かに宇部の財産である彫刻を鑑賞することで、郷土愛に繋がるということについては大きな意味あると思ひますが、彫刻を鑑賞することそのものが、子ども達の教育や成長に対して繋がっていくのではないかと考えます。最近、VTS、対話型鑑賞教育というものが様々な所で進められていいます。どういふものかというところ、対話をしながら作品を鑑賞し、お互いを尊重する気持ちや、作品を通して物事に対する考え方を養うことで、子ども達のしっかりと成長に繋がっていくというものです。今後は、そういった子ども達の成長に繋がる彫刻教育にもっと変わって欲しいと常々思っています。ときわ公園で学芸員から彫刻について説明や指導はあるとは思ひますが、1回鑑賞しただけでは必要な成長になかなか繋がらないのではないかと思ひます。ただ、その中でも見初小学校がしっかりと取り組んでいますので、その取組をより多くの小学校に広げていって欲しいと思ひます。せつかく、宇部市では市内にたくさんの彫刻が設置されているので、この恵まれた環境を生かさない手はないと思ひますし、子ども達の成長にとっても非常に有意義なことになると思ひますので、今後は彫刻教育をより充実したものにしてもらいたいと思ひます。

事 務 局： 見初小学校の取組を参考にして、彫刻教育をより充実したものにしていきたいと思ひます。

教 育 長： 今の委員の意見については、第二期の教育振興基本計画の作成に生かしていければと思ひます。

委 員： このコロナ禍の中で、多くの事業が行われていることに感謝の気持ちが強いのですが、取組結果のところ、「中止した」や「少なかった」といった記載が多くありました。取組結果なので、そういった記載もやむを得ないとは思ひますが、コロナ禍でもできた学校があり、そういった学校はどのように工夫してできたのかというところをしっかりと記載してもらいたいと思ひます。コロナ禍においても、目標達成した事業もあると思ひますので、そこも記載していただければ、皆さんがせつかく頑張っているのに、全部が中止したというような、マイナスなイメージになっているような気がするので、できたことについてしっかりとアピールしてはよいと思ひます。

教 育 長：今の点については、例えば、10番の学校人権教育推進事業で、「コロナ禍で中止する学校も多い中、小学校8校、中学校7校が、人権教育に関する支援事業を活用し、人権学習会を延べ36回開催した」とか、中止が非常に多かったのだけど、その中でもこのように工夫してやったというニュアンスで書いてもらおうといいのではということですね。

委 員 員：10番の学校人権教育推進事業のところに、昨年度はコロナに感染した児童生徒や家族への配慮について、教育委員会や学校で、人権意識の向上に繋げて、それに関わる指導をととても丁寧に行っていたと思いますので、そのことを取組結果のところに、特例となると思いますが、ぜひ記載してもらえたらと思います。

事 務 局：学校での取組内容を確認して記載したいと思います。

委 員 員：51番の家庭教育学級推進事業において、コロナ禍でも1中学校区の保護者を対象に学期ごとに「子育てカフェを」開催されたことは素晴らしいことだと思いました。そこで、この中ではどんな工夫をして、それを開催されたのかについてもう少し詳しく書いてもらえたらとてもよくわかるのではと思いました。

事 務 局：コロナ対策として参加者を少人数にし、回数を増やすなどの工夫をして取り組んでいたことを私たちも参加をして感じていますので、その辺りのことを追記したいと思います。

教 育 長：その他の事業でも、単に中止したとか減少しただけでなく、こういうことを工夫して取り組んだということがわかる書き方をするように事務局から各課に指示をして下さい。

委 員 員：27番の食品廃棄物リサイクル推進事業に関してですが、この間、上宇部中学校の子ども達が学校運営協議会の時に食品ロスをなくしたいということで話し合いをしていましたが、その時に給食の残量をゼロにするために残さずに食べるようにするのはもちろんですが、しかし、どうしても余ってしまったものをどうしたらいいのかという話になりました。宇部市では、ここに書いてあるように給食の残渣は全てリサイクルされていると思いますが、そのことを子ども達は知らなかったです。

事 務 局：業者に依頼して、全量を飼料化やたい肥化しています。

教 育 長：今後は、学校給食週間等の機会を活用して宇部市では100%リサイクルしているということを子ども達に伝えるようにしていければいいのではないかと思います。

教 育 長：その他に、ご意見やご質問ありますでしょうか。

委 員 員：54番の天文教育推進事業で、今後の課題等に「青少年会館の老朽化に伴うプラネタリウム・天文ドームの今後のあり方を検討する。」とありますが、これについては3年連続して、同じように検討するとなっていますが、実際のところはどうなっているのかなということが気になっています。青少年会館のプラネタリウムは、すごく古いもので、現役で稼動しているものとしてはもう日本最古と言ってもいいぐらいのものみたいです。その価値をもう一度しっかり見直して、これから先もしっかり使って欲しいなと思います。今後、青少年会

館が取り壊されるようですが、その後のプラネタリウムの取り扱いについて何か具体的な話がありますでしょうか。

事務局：青少年会館が閉館した後のプラネタリウムの取り扱いにつきましては、様々な角度から検討しているところです。また、もし移設する場合の移設場所については、市街地の活性化との兼ね合いがあり、市長部局で議論を重ねて検討しているところですので、はっきりとした見解を示せる状況ではありません。

委員：天体観測会についてはその都度メールで知らせていますが、その方法では多くの人に周知ができていないと思いますので、たくさんの市民の耳に入るような形での周知方法についても検討もお願いしたいと思います。

教育長：今回、委員の皆様からたくさん指摘があった表記の統一やコロナ禍における各事業の評価の基準等について、事務局で再度見直しを行い、その後学識経験者から意見聴取を経た後に、その結果をもとに11月の教育委員会会議において、再度、委員の皆様のご意見を伺うということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長：次に、その他の事項で寄付の報告を事務局からお願いします。

事務局：8月分の寄付について報告をします。8月10日、匿名の方から、小中学校教育資金として、平成24年度から通算112回目、3,000円の御寄附をいただきました

教育長：続きまして「議案第23号 一般図書の選定について」事務局から説明をお願いします

事務局：それでは、議案第23号、一般図書の選定について説明します。小中学校の特別支援学級で使用する、学校教育法の附則第9条の規定による、一般図書についてですが、これを使用できるのは、特別の教育課程による場合であって、検定済教科書を検討し、それが適さない場合は、その下の学年の検定済教科書の使用を検討します。それでも適さない場合は、文部科学省が作成する著作教科書の使用を検討することになります。そして最終的に、学校教育法附則第9条の規定により、この一般図書を検討することになります。この一般図書とは、一般に市販されている図書のうち、文部科学省が選定した図書を基本として、教科書としての使用が可能な図書ということになります。この度、令和4年度の本市の一般図書につきましては、使用を希望する東岐波小学校と岬小学校の2校から一般図書の選定の希望がなされています。まず岬小学校の6冊についてご説明します。先に同成社の図書についてですが、この図書につきましては、過去に文部科学省が選定する一般図書の一覧に掲載された図書でありまして、過去に本市でも採択をした図書になります。次に、「KOBATO」の図書につきましては、本市において、昨年度、一般図書として選定した図書と同一シリーズの図書になります。次に東岐波小学校ですが、同校が希望している偕成社の図書につきましては、2011年に日本図書館協会と全国学校図書館協議会において、選定図書になった図書であり、店を巡って買い物をするなどでなぞなぞを解くという内容であることから、読みながら思考を鍛えることが見込まれる図書となります。こうした理

由から事務局として、一般図書として使用して差し支えないと考えています。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教 育 長： ただ今の説明について、ご意見やご質問はありませんか。

委 員： これらの図書を私達でもどこかで閲覧することができるのでしょうか。

事 務 局： 確か県の教育委員会にあったと思いますがはっきりとしたことを今は覚えていないので確認します。

教 育 長： もし、県の教育委員会にあったとしても宇部市民が気軽に見ることはできないので、今後、図書館などで一般の方が閲覧できるような方法を考えてください。

事 務 局： 今後、検討します。

教 育 長： その他に、ご意見やご質問ありますでしょうか。

(全員意見なし)

教 育 長： それでは、議案第23号については原案のとおり承認とします。

教 育 長： その他に何かご意見がありますか。

(全員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の会議を終了します。